

「最良執行方針」の改定について

2023年10月
極東証券株式会社

当社における「最良執行方針」の改定の考え方

当社は当面の間 SOR (*1) は利用しないこととし、PTS (*2) への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行わないことといたします。

SOR は利用しないこと、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行わない理由

複数の金融商品取引所（PTS を含む。）等が提示する最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。当社においてこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えております。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、複数の金融商品取引所（PTS を含む。）等が提示する最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられます。従いまして、取引所外売買（PTS への取次ぎを含む。）の取扱いをせず、国内の金融商品取引所に取次ぐことがお客さまにとって最も合理的であると判断したためです。

*1 SOR は Smart-Order Routing の略称で株式の発注システムの機能です。

主な機能としては東京証券取引所や PTS（私設取引システム）など複数の市場から最良気配やその株数を検索し、市場を自動的に選び、また自動で注文を分割して売買を執行します。

*2 PTS とは、Proprietary Trading System の略称で、証券取引所を経由せずに株式を売買できる「私設取引システム」のことをいいます。

「最良執行方針」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>2005年 3月制定</u> <u>2023年10月改定</u> 極東証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に<u>基づき</u>、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針<u>及び</u>方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客さまから国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p>	<p style="text-align: right;"><u>平成17年3月制定</u> <u>平成30年4月改定</u> 極東証券株式会社</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に<u>従い</u>、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針<u>および</u>方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客さまから国内の金融商品取引所<u>市場</u>に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p>
<p>1.対象となる有価証券</p> <p>国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）<u>及び</u><u>REIT</u>（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定<u>する</u>「上場株券等」<u>を対象と</u> <u>します。</u></p>	<p>1.対象となる有価証券</p> <p><u>(±)</u> 国内の金融商品取引所<u>市場</u>に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）<u>および</u><u>REIT</u>（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定<u>され</u> <u>る</u>「上場株券等」</p>

新	旧
<p><u>なお、当社においてはフェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定する「取扱有価証券」はお取り扱いしていません。</u></p>	<p><u>(2)</u> フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p>
<p>2.最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</p> <p>上場株券等</p> <p>当社においては、<u>最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所に取り次ぐこととし、取引所外売買（PTSへの取次ぎを含む。）の取扱いは行いません。</u></p> <p>① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取り次ぐことといたします。</p> <p>金融商品取引所の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所における売買立会が再開</p>	<p>2.最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</p> <p><u>(1)</u> 上場株券等</p> <p>当社においては、お客さまからいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、<u>PTS への取次ぎを含む取引所外売買</u>の取扱いは行いません。</p> <p>① お客さまから委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立</p>

新	旧
<p>された後に金融商品取引所に取り次ぐことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a)上場している金融商品取引所が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所へ取り次ぎます。</p> <p>(b)複数の金融商品取引所に上場（重複上場）されている場合には、お客さまからの委託注文を執行する時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店の店頭で御覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所（当該<u>金融商品取引所</u>は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。</p> <p>(c)(a)<u>又は</u>(b)により選定した金融商品取引所が、当社が取引参加者<u>又は</u>会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所の取引参加者<u>又は</u></p>	<p>会が再開された後に金融商品取引所<u>市場</u>に取り次ぐことといたします。</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所<u>市場</u>への取次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a)上場している金融商品取引所<u>市場</u>が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所<u>市場</u>へ取り次ぎます。</p> <p>(b)複数の金融商品取引所<u>市場</u>に上場（重複上場）されている場合には、お客さまからの委託注文を執行する時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店の店頭で御覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所<u>市場</u>（当該<u>市場</u>は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。</p> <p>(c)(a)<u>または</u>(b)により選定した金融商品取引所<u>市場</u>が、当社が取引参加者<u>または</u>会員となってい</p>

新	旧
<p>会員のうち、当該金融商品取引所への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所に取り次ぎます。</p>	<p>ないところである場合には、当該金融商品取引所<u>市場</u>の取引参加者<u>または</u>会員のうち、当該金融商品取引所<u>市場</u>への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所<u>市場</u>に取り次ぎます。</p> <p>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）</p> <p>当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、お客さまから売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行うとするとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客さまにとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。</p>
<p>3.当該方法を選択する理由</p>	<p>3.当該方法を選択する理由</p>

新	旧
<p>上場株券等</p> <p><u>複数の金融商品取引所（PTSを含む。）等が提示する最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。当社においてこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えております。</u></p> <p><u>システム開発等に伴う費用等について精査した結果、複数の金融商品取引所（PTSを含む。）等が提示する最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられます。従いまして、取引所外売買（PTSへの取次ぎを含む。）の取扱いをせず、国内の金融商品取引所に取次ぐことがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p> <p>また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、<u>当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い金融商品取引所に取次ぐことが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p>	<p><u>(1) 上場株券等</u></p> <p><u>金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p> <p>また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、<u>その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p>

新	旧
	<p>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）</p> <p>当社では、基本的に取り扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p>
<p>4.その他</p> <p>(1) 次に掲げる注文については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文 当該ご指示いただいた執行方法</p> <p>② 端株及び単元未満株の注文 端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法</p>	<p>4.その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>①お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引 当該ご指示いただいた執行方法</p>

新	旧
<p>(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p>	<p>②端株<u>および</u>単元未満株の取引 端株<u>および</u>単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法</p> <p>(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p>
<p>(現行通り)</p>	<p>最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</p>